

公益財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワークを「くるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（通称：「くるみん認定」）企業として、公益財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワークを令和3年6月16日付けで認定しました。

✿✿ 認定通知書交付式を行いました。



認定マーク
「くるみん」

写真：令和3年6月28日、認定書交付式にて。久積理事長（左）と伊藤局長。

取組の概要	
企業名	公益財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワーク
所在地	徳島市
業種	サービス業
労働者数	87人(男性14人、女性73人)
計画期間	平成30年1月1日～令和3年3月31日
行動計画の目標	<p>【目標①】 休業期間中の職員に最低2カ月に一度、財団関係の情報提供を行う。</p> <p>【目標②】 所定外労働を削減するためノー残業デーを週2日以上に設定、実施する。</p>
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 育児取得中の職員に最低2カ月に一度、文書により財団関係の情報提供を行った。</p> <p>【目標②】 週2回(水・金曜日)の「ノー残業デー」を導入した。</p>
その他主な認定基準達成状況	<p>○男性の育児休業取得状況(認定基準5) 小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいる(1名)。 <<労働者が300人以下の一般事業主の特例の④に該当>> ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した男性労働者(対象:中学校卒業までの子及び小学校就学前の孫)がいる。</p> <p>○女性の育児休業取得状況(認定基準6) 計画期間において、女性職員の育児休業等取得率が100%である。</p> <p>○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(認定基準7) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が利用できる「所定労働時間の短縮措置」、「始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。</p> <p>○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(認定基準9) ・所定外労働の削減のための措置 令和3年2月よりノー残業デーを毎週水曜日・金曜日とし、お知らせ文書の交付、職場内へのポスター掲示等により、周知を図った。 (平成30年1月1日目標策定、令和3年2月8日実施済)</p>